3　操作者の識別

情報照会者は、その職員のうち、法第19条第７号の規定による特定個人情報の提供の求めをした特定の職員を識別するための適切な措置を講ずること。

4　不正アクセス行為等による特定個人情報の不正な提供の求めの防止

⑴　不正な特定個人情報の提供の求めの防止

情報照会者は、不正アクセス行為及び不正プログラムの混入等による不正な特定個人情報の提供の求めを防ぐために必要な措置を講ずること。

⑵　特定個人情報の漏えいの防止

情報照会者等は、その使用に係る、特定個人情報（情報提供用個人識別符号を含む。）が通知され、記録され、保存され又は提供される電子情報処理組織について、インターネットの使用に用いる回線からの分離及び可搬記憶媒体の適切な管理等により、不正プログラムの混入防止措置その他の特定個人情報（情報提供用個人識別符号を含む。）の漏えい防止に必要な措置を講ずること。

5　特定個人情報の提供の求め又は提供が不適法に行われた場合

⑴　特定個人情報の提供の求めが不適法に行われた場合

情報照会者は、法第19条第７号の規定による特定個人情報の提供の求めが不適法に行われた場合（法第21条第２項各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、提供された情報の削除等必要な措置を講じ、当該求めが行われた旨及び講じた措置について総務大臣に報告すること。また、当該情報提供の求めが生じた根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣に報告するとともに、再発防止に努めること。

⑵　特定個人情報の提供が不適法に行われた場合

情報提供者は、法第19条第７号の規定による特定個人情報の提供が不適法に行われた場合は、情報照会者に対し提供した情報の削除を求める等必要な措置を講じ、当該提供が行われた旨及び講じた措置について総務大臣に報告すること。また、当該提供が生じた根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣に報告するとともに、再発防止に努めること。

第９　情報提供ネットワークシステムへの接続等における留意事項

1　総務大臣との必要な調整等

⑴　各府省の長の所管の機関に関する調整等

情報照会者等（地方公共団体の機関を除く。）が自らの使用に係る電子情報処理組織を情報提供ネットワークシステムに接続しようとするときは、当該情報照会者等が行う事業を所管する府省を経由して、総務大臣と必要な調整等を行うこと。調整等における連絡体制及び連絡経路については、通常時及び緊急時の対応が適切に実施されるものとなるよう留意すること。

⑵　地方公共団体の機関に関する調整等

地方公共団体の機関が自らの使用に係る電子情報処理組織を情報提供ネットワークシステムに接続しようとするときは、機構を経由して、総務大臣と必要な調整等を行うこと。調整等における連絡体制及び連絡経路については、通常時及び緊急時の対応が適切に実施されるものとなるよう留意すること。

⑶　その他総務大臣との調整

情報提供ネットワークシステムと行政機関の長等の使用に係る電子情報処理組織を接続しようとするときは、あらかじめ、総務大臣と必要な調整を行うこと。ただし、⑴及び⑵の場合を除く。

2　特定個人情報保護評価の実施

⑴　特定個人情報保護評価の実施

情報照会者等は、自らの使用に係る電子情報処理組織を情報提供ネットワークシステムと接続しようとするときは、あらかじめ特定個人情報保護評価を実施すること。

⑵　総務大臣への報告

情報照会者等は、特定個人情報保護評価を変更した場合は、速やかに総務大臣に報告すること。

第10　その他

1　総務大臣が定める仕様

インターフェイスシステムについては、総務大臣の提示する指針を踏まえたものとすること。

2　その他総務大臣が定める事項

この告示に定めるもののほか、情報提供ネットワークシステムの運営に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

○総務省告示第四百二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき、総務大臣が定める事項を次のように定め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成二十七年十一月二十五日　　総務大臣　山本　早苗

1　特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第44条第２項第５号、第45条第１項第５号及び第46条第３項第２号の総務大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第７号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。

2　法第21条第２項の規定による通知の有効期間

省令第45条第１項第４号の総務大臣が定める期間は、30日間とする。

3　情報提供等の記録について記録及び保存する事項

省令第47条第１項第３号の総務大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。

ア　法第19条第７号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号

イ　特定個人情報の提供の求め（法第21条第２項各号のいずれかに該当する場合を除く。）又は提供が不適法に行われた場合はその旨

○総務省告示第四百三号

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の施行に伴い、昭和五十七年自治省告示第九十六号（電子計算機による事務処理を行う市町村に係る法人等の市町村民税の申告書等の様式を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月二十五日　　総務大臣　山本　早苗

昭和五十七年自治省告示第九十六号（電子計算機による事務処理を行う市町村に係る法人等の市町村民税の申告書等の様式を定める件）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。